



議案第三号

三軒町職員の給与に関する条例等の一部改正について

別紙のとおり三軒町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会を請願を求めらる。

昭和四十三年二月一日

三軒町長 坂出 雄 己

昭和四拾参年貳月壹日 議案可決

三軒町議事録

矢野秀雄

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条に規定する企業職員及び」を削り、「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の下に「第三条第二項に規定する職員及び同法」を加え、「一般職の職員を除く。」を「職員を除く。以下「職員」という。」に改める。

第十四条中「第十八条に規定する勤務一時間当りの給与額」を「第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額」に改める。

第十五条から第十七条まで中「第十八条に規定する勤務一時間当りの給与額」を「

第十八条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額」に改める。

第十八条を次のように改める。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十八条 第十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

2 前三条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち町規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(以下この項において、「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち町規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に町規則で定める額を加算した額とする。

第十九条第一項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

第二十三条第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に改める。
別表第三及び第四を次のように改める。

別表第三 行政職給料表

職級の等級	I 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	27.900 円	23.900 円	17.600 円
2	36.100	29.600	25.200	18.400
3	38.400	31.400	26.500	19.200
4	40.700	33.400	27.900	20.000
5	43.000	35.400	29.400	20.900
6	45.400	37.500	31.000	21.900
7	47.800	39.600	32.800	22.900
8	50.200	41.700	34.600	23.900
9	52.600	43.800	36.300	24.900
10	55.000	45.900	38.000	25.900
11	57.100	48.000	39.700	27.000
12	59.200	50.000	41.300	28.100
13	61.300	52.000	42.900	29.200
14	62.900	53.900	43.900	30.300
15	64.300	55.300	44.900	31.200
16	65.500	56.500		32.000
17	66.600	57.600		32.800
18	67.700	58.600		
19	68.800	59.600		
20		60.600		

別表第四 医療職給料表

職務の等級	1 等級	職務の等級	1 等級
号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
1		16	88.800
2	50.100	17	90.300
3	53.200	18	91.800
4	56.300	19	93.300
5	59.300	20	94.800
6	62.300	21	96.300
7	65.300		
8	68.300		
9	71.300		
10	74.200		
11	77.100		
12	79.900		
13	82.700		
14	85.400		
15	87.100		

(三期町技能労務職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部改正)

第二条 三期町技能労務職員の給与の種類及び基準に關する条例(昭和三十六年三期

町条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「(地方公營企業法第十五条第一項に規定する企業職員を除く。)

」を「(地方公營企業労働関係法第三条第二項に規定する職員を除く。)」に改める。

附則第一項の次に次の二項を加える。

(暫定手当)

2 昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、給料の支給を受ける職員に対して月額の暫定手当を支給する。

3 職員に暫定手当が支給される間は、第二条中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と読み替えて、この規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三朔町職員の給与に關する条例(同条例第一条、第十八条及び第二十三条を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定並びに附則第四項から第六項まで、第十一項及び第十三項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用し、第二条の規定による改正後の三朔町技能労務職員の給与の種類及び基準に關する条例附則第二項及び第三項の規定並びに附則第七項から第九項まで及び第十三項の規定並びに附則第十四項の規定による改正後の職員の懲戒の手續及び効果に關する条例の規定は、昭和四十三年一月一日から適用する。
- 3 改正後の条例第十八条第二項に規定する特殊勤務手当の加算は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。
- 4 (切替え日から施行日までの間の異動者の号給等)
切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に關する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、

新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第四項及び第五項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(暫定手当)

7 昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の新定手当を、給料の支給を受ける職員に対して町規則の定めるところにより支給する。

8 前項の規定により支給される暫定手当の額の基準となる額は、町規則で定める。

9 附則第七項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、当該号給又は給料月額についての前項の規定による暫定手当の額の基準となる額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

(昭和四十三年四月一日以降の給料月額等)

10 改正後の条別別表第三及び第四に掲げる給料表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、この給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号給についての第八項の規定による暫定手当の額の基準となる額(以下「基準額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年

三月三十一日までの間においては基準額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては基準額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に等しき替えるものとする。

(給与の内払)

11 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

12 職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第一条及び第二条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と第十八条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する暫定手当の月額の内計額」と、第二十条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び給料に対する暫定手当」と、第二十三条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する暫定手当の月額の内計額」と、同条同項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び給料に対する暫定手当」と、「第十三条の二第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、給料に対する

暫定手当、」と、同条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び給料に対する暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(町規則への委任)

13 附則第四項から前項までに定めるまでのほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。

(職員の懲戒の手続及び効果に關する条例における読み替)

14 職員に暫定手当が支給される間、職員の懲戒の手続及び効果に關する条例(昭和二十八年三期町条例第三十三号)第三条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する暫定手当の月額の合計額」と読み替えて、この規定を適用する。